

令和4年度長野県本人確認情報保護審議会 会議録（要旨）

1 日 時 令和5年3月24日（金）13時30分～15時30分

2 場 所 オンライン開催

3 出席者

委員 柳澤修嗣委員、有吉美知子委員、和崎克己委員、
向井はる香委員、木下博昭委員

長野県 清水裕之企画振興部長、滝沢裕之市町村課長、久保田敦市町村課企画幹、
丸山幸一デジタルインフラ整備室長

4 議事録（要旨）

議事1 会長等の選任について

○住民基本台帳法に基づく本人確認情報の保護に関する条例の第7条第1項の規定に基づき、柳澤委員を会長に選任

議事2 本人確認情報の県事務利用状況について

○事務局から資料に基づき説明を受け、報告内容を了承

議事3 県の住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ対策について

○事務局から資料に基づき説明を受け、報告内容及び県のセキュリティ対策を了承

議事4 本人確認情報の利用拡大とセキュリティ対策について

○事務局から資料に基づき説明を受け、県民文化部県民協働課、企業局水道事業課での住民基本台帳ネットワークの利用を了承

その他 市町村の住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ対策について

○事務局から資料に基づき説明

【閉 会】

長野県本人確認情報保護審議会 次第

日時 令和5年3月24日（金）13時30分～
（オンライン開催）

1 開 会

2 議 事

- （1） 会長等の選任について
- （2） 本人確認情報の県事務利用状況について
- （3） 県の住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ対策について
- （4） 本人確認情報の利用拡大とセキュリティ対策について

3 その他

市町村の住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ対策について

4 閉 会

配付資料

- 資料1 本人確認情報の県事務利用状況について
- 資料2 県の住民基本台帳ネットワークセキュリティ対策（監査報告）について
- 資料3 本人確認情報の利用拡大について
- 資料4 市町村の住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ対策について
- 参考資料 審議会概要

長野県本人確認情報保護審議会委員 名簿

(任期 令和4年3月15日 ～ 令和6年3月14日)

(敬称略)

区 分	氏 名	職 業 等	備 考
個人情報 の保護に関し 識見を有す る者	柳澤 修嗣	弁護士	
	有吉 美知子	弁護士	
情報通信技 術の利用に 関し識見を 有する者	和崎 克己	信州大学 工学部教授	
	向井 はる香	PwCあらた有限責任監査法人 システム・プロセス・アシュアランス部 公認情報システム監査人	
関係市町村 等の職員	沼田 英俊	飯山市市民環境課長	欠席
	木下 博昭	大桑村住民課長	

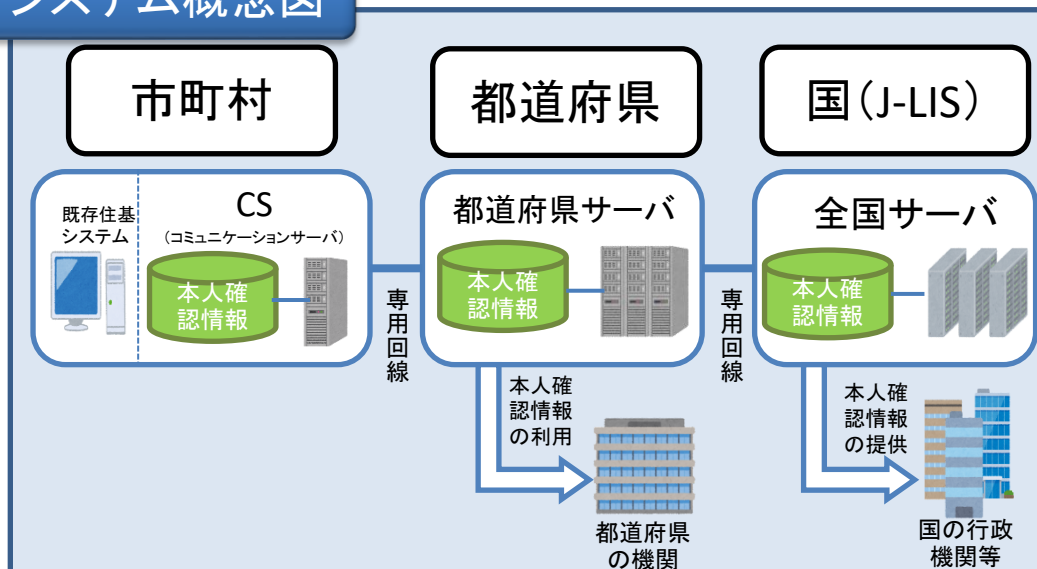
資料 1	長野県本人確認情報保護審議会
	令和5年3月24日

本人確認情報の県事務利用状況について

住民基本台帳ネットワークシステムについて

- 住民基本台帳ネットワークシステム(以下「住基ネット」)とは、住民の方々の利便性の向上と国及び地方公共団体の行政の合理化に資するため、居住関係を公証する住民基本台帳をネットワーク化し、全国共通の本人確認ができるシステム
 - 市町村長は都道府県知事へ、都道府県知事は地方公共団体情報システム機構(以下「J-LIS」)へ本人確認情報(※)を通知し、各団体のサーバに本人確認情報を保管することにより実現
 - ※本人確認情報: 氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、住民票コード、旧氏及びこれらの変更情報
- 住基ネットを構築することにより実現可能となった事項
 - ① 市町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務処理
 - 住民票の写しの広域交付や従来の紙による通知から電子による通知が可能に
 - ② 法令等で定める事務に関して、国の行政機関や地方公共団体の執行機関等へ本人確認情報を提供
 - 行政手続きにおける住民票の写し等の提出が不要に (例)パスポート申請時の添付、年金現況届の提出
 - ③ マイナンバーカードの活用
 - 電子証明書をマイナンバーカードに格納することによりオンラインでの申請が可能に (例)e-Tax、マイナポータル

システム概念図



【法令等で定める事務の区分と本人確認情報の提供元】

事務利用の区分	提供を受ける機関	提供元	
法定事務 (住民基本台帳法別表で規定)	別表1	国の行政機関等	全国サーバ
	別表2	市町村	全国サーバ
	別表3	都道府県	全国サーバ(※)
	別表4	市町村	全国サーバ(※)
	別表5	都道府県	自都道府県サーバ
	別表6	都道府県知事以外の執行機関(教育委員会等)	自都道府県サーバ
条例事務 (都道府県条例で規定)	都道府県知事及び都道府県知事以外の執行機関(教育委員会等)	自都道府県サーバ	

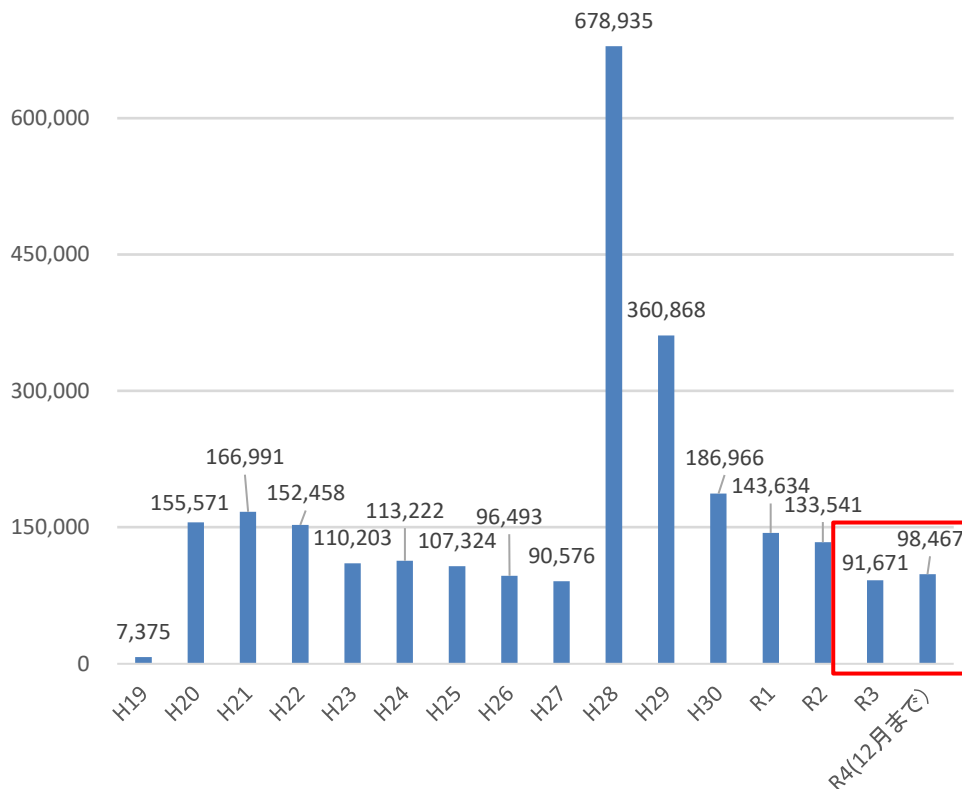
本県のサーバを利用する事務の範囲

※他の都道府県住民の本人確認情報の提供を受ける場合に限る。

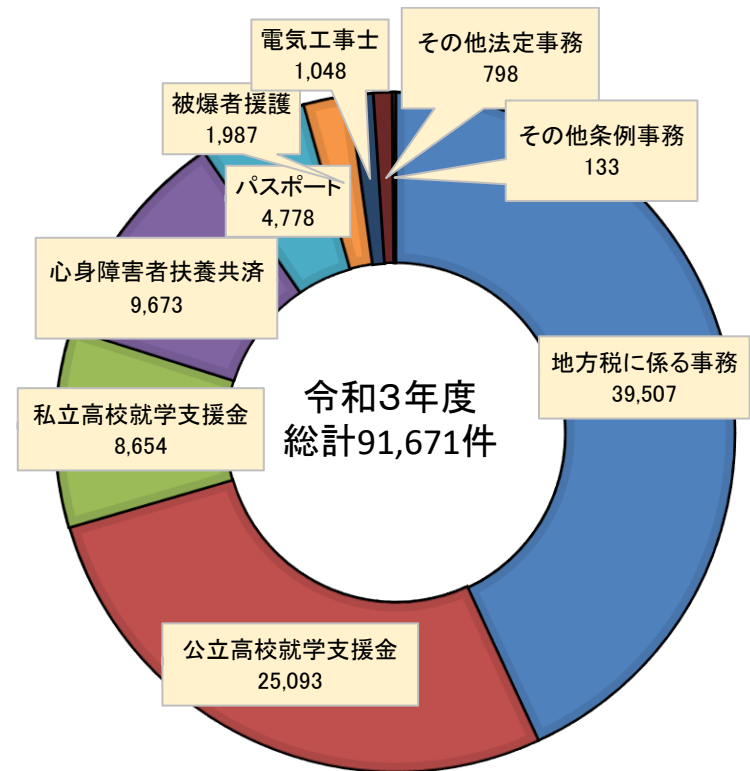
本人確認情報の県事務利用状況について

- 現在、本県では「住民基本台帳法」及び「住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例」に基づき、45の事務について住民基本台帳ネットワークを活用
- 令和3年度は、公立高校就学支援金に係る事務利用が減少(R2:約6.5万件→R3:約2.5万件)するなどにより、事務利用件数は延べ91,671件となり、令和2年度より約4万件減少
- 令和4年度は、地方税に係る事務の一括照会が増加(R3:約4.0万件→R4:約4.9万件)するなどにより、12月までの事務利用件数は延べ98,467件となっている(同月時点で令和3年度の件数を約7千件上回る)

【住基ネット利用件数の推移(H19～R4)】



【住基ネット利用件数の種別構成(R3)】



※利用件数は別表5及び6、条例事務に関するものを集計している。

(参考) 本人確認情報の利用状況詳細 (令和3年度)

	利用事務の概要	担当課	利用件数
	法定事務計		
			81,870
恩給法	退職年金給付の際の受給者の住所確認、生存確認	職員課	540
地方税法等	納税義務者所在調査、滞納者所在調査等の際の住所確認	税務課	39,507
消防法	危険物取扱者免状、消防設備士免状交付申請の際の本人確認	消防課	17
旅券法	旅券の発給等の申請の際の本人確認	多文化共生・バスポート室 各地域振興局	4,778
原爆被爆者援護法	医療特別手当等手当給付の際の受給者の住所確認、生存確認	地域福祉課	1,987
電気工事士法	電気工事士免状交付申請等の際の本人確認	産業技術課	1,048
宅地建物取引業法	宅地建物取引業免許の交付申請等の際の本人確認	建築住宅課	5
旅行業法	旅行業の登録申請等の際の本人確認	山岳高原観光課	2
通訳案内士法	通訳案内士の登録申請等の際の本人確認	国際観光推進室	8
不動産鑑定評価法	不動産鑑定業者の登録申請等の際の本人確認	総合政策課	5
建築士法	建築士の届出等の際の本人確認	建築住宅課	2
住宅宿泊事業法	民泊の届け出をした者の実在確認	食品・生活衛生課	令和4年度から利用
感染症予防法	入院の勧告・措置事務に係る本人確認	保健・疾病対策課	0
難病法	特定医療費の支給事務に係る本人確認	保健・疾病対策課	0
児童福祉法	養育里親の登録、小児慢性特定疾病医療費の支給、障害児入所給付費の支給等	子ども・家庭課 保健・疾病対策課 障がい者支援課	0
児童扶養手当法	児童扶養手当の支給事務に係る本人確認	子ども・家庭課	0
母子父子寡婦福祉法	資金の貸付け、給付金の支給事務に係る本人確認	子ども・家庭課	0
生活保護法	保護の決定・実施事務に係る本人確認	地域福祉課	224
身体障害者福祉法	身体障害者手帳交付事務に係る本人確認	障がい者支援課	0
精神保健福祉法	精神障害者保健福祉手帳交付事務等に係る本人確認	保健・疾病対策課	0
特別児童扶養手当法	特別児童扶養手当等の支給事務に係る本人確認	障がい者支援課	0
障害自立支援法	自立支援給付の支給事務に係る本人確認	保健・疾病対策課	0
中国残留邦人等自立支援法	支援給付の支給、配偶者支援金の支給事務に係る本人確認	地域福祉課	0
公営住宅法	公営住宅の管理事務に係る本人確認	公営住宅室	0
住宅地区改良法	改良住宅の管理事務に係る本人確認	公営住宅室	0
特別支援学校就学奨励法	特別支援学校への就学のための経費支弁事務等に係る本人確認	教育委員会 (特別支援教育課)	0
高校無償化法	就学支援金の支給事務に係る本人確認	教育委員会 (高校教育課)	25,093
高等学校等就学支援金の支給に関する法律	就学支援金の支給事務に係る本人確認	私学振興課	8,654
児童手当法	児童手当の支給に係る本人確認	総務事務課	0
労働施策総合推進法	職業転換給付金の支給状況の登録	産業人材育成課	令和4年度から利用

法定事務(30事務)

	利用事務の概要	担当課	利用件数	
	条例事務計			
			9,801	
条例事務(15事務)	退職年金の給付	受給者の住所確認、生存確認	職員課	105
	心身障害者扶養共済年金の支給	年金受給権者の住所確認、生存確認	障がい者支援課	9,673
	国有農地等の管理及び処分	国有農地の旧所有者の所在調査等の際の住所確認	農業政策課	0
	高等学校等奨学金等の返還	連帯保証人・返還義務者の所在調査等の際の住所確認	教育委員会 (高校教育課)	0
	放置違反金等の徴収	納付義務者の所在調査等の際の住所確認	公安委員会 (交通指導課)	21
	住民監査請求に関する事務	住民監査請求人の本人確認	監査委員 (監査委員事務局)	2
	生活に困窮する外国人の保護	外国人住民の住所確認、個人番号確認	地域福祉課	0
	公立高校授業料の減免	保護者の住所確認、個人番号確認	教育委員会 (高校教育課)	0
	公立高校奨学金給付金の支給	保護者の住所確認、個人番号確認	教育委員会 (高校教育課)	0
	公立高校学び直し支援金の支給	保護者の住所確認、個人番号確認	教育委員会 (高校教育課)	0
	私立高校授業料等軽減事業補助金の交付	保護者の住所確認、個人番号の確認	私学振興課	0
	私立高校被災生徒授業料等軽減事業補助金の交付	保護者の住所確認、個人番号の確認	私学振興課	0
	私立高校等奨学金給付金の支給	保護者の住所確認、個人番号の確認	私学振興課	0
	私立高校等学び直し支援金の支給	保護者の住所確認、個人番号の確認	私学振興課	0
	私立小中学校等授業料等軽減事業補助金の交付	保護者の住所確認、個人番号の確認	私学振興課	0

総計(法定事務+条例事務)	91,671
----------------------	---------------

(参考) マイナンバー制度との関係

住民基本台帳ネットワーク(住基ネット)

根拠法 住民基本台帳法(昭和24年法律第81号)

制度概要等

1 住基ネットを構成する情報

① 住民票コード

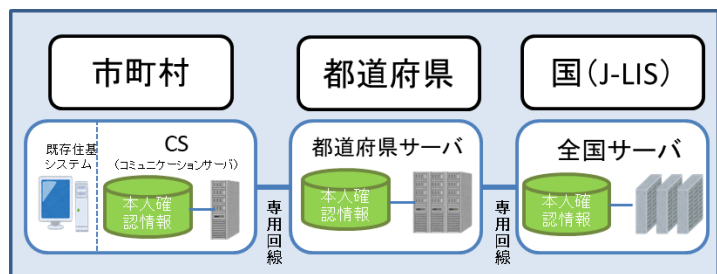
- ・住基ネット上で住民を識別するために設定される、固有の11桁の番号
- ・住民基本台帳の作成時に生成され、他市町村との間の転入・転出、婚姻等があった場合住民票コードは変わらない。

② 本人確認情報

住民票に記載されている、「氏名・住所・生年月日・性別(いわゆる4情報)」などの情報

2 住基ネットの利用

住基ネットの構成情報をネットワーク化し、行政手続きの際の本人確認に利用



マイナンバー制度

- 根拠法
- ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(マイナンバー法)(平成25年法律27号)
 - ・電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(公的個人認証法)(平成14年法律第53号)

制度概要等

1 住基ネットとの関係

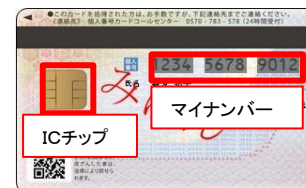
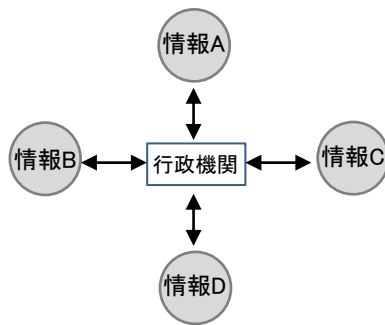
① マイナンバー

- ・マイナンバー法に基づき、住民票コードから生成される固有の12桁の番号

② 電子証明書

- ・公的個人認証法に基づき、カードのICチップに搭載される、電子証明書に本人確認情報を利用

2 マイナンバー制度の利用(マイナンバーの利用)



(マイナンバーカードの利用)



・行政機関
・民間機関

カードを用いたオンライン申請の際に、電子証明書を利用して本人確認

資料 2	長野県本人確認情報保護審議会
	令和5年3月24日

県の住民基本台帳ネットワークシステム セキュリティ対策（監査報告）について

住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策について

- 住基ネットの適切な利用を担保するため、「制度・技術・運用」の3つの側面からセキュリティ対策を実施

制度面

- 記録する情報を「本人確認情報」に限定
- 職員の秘密保持義務
- 「本人確認情報」の提供先の制限
- 「本人確認情報」の利用事務を限定

住民基本台帳法で規定

技術面

- 専用回線の利用
- ファイアウォールによる外部からの不正な通信の防止
- 操作者認証に生体認証（静脈認証）を導入

運用面

- 職員教育の徹底（セキュリティ対策の周知・徹底）
住基ネットを利用する新規担当職員を対象とした研修会の実施
- 業務アプリケーション利用上のセキュリティ対策
業務以外での利用禁止、権限のない者による不正な操作防止、出力情報からの情報漏えい防止を徹底
- 物理的なセキュリティ対策
入退室管理による不正アクセス防止、空調設備の確保や災害対策などによる重要機器の物理的保護を実施
- システム管理に関するセキュリティ対策
USB、ドキュメント（書類）及び住基ネット利用履歴の徹底管理
- 委託業者の管理
契約書による委託業者の秘密保持義務の明確化、委託業務の管理・監視



対策が適切に機能しているかを、「自己点検」「内部監査」「外部監査」によりチェック

令和4年度住民基本台帳ネットワーク監査について

- 事務利用機関の住基ネットの適正な運用を図るため、セキュリティ責任者(市町村課長)が監査を実施
- 監査の実施に当たっては、セキュリティ責任者及びネットワーク管理者(デジタルインフラ整備室長)が監査実施計画を毎年作成し、県機関における住基ネットに係る運用や職員が遵守すべき事項が守られているかを確認

【監査の実施方法】

事務利用機関等(県庁内各課、地域振興局)が自ら行う「自己点検」、内部監査人が行う「内部監査」、外部監査人が行う「外部監査」の3種を実施

区分	内容	実施時期	監査人	対象機関
自己点検 (H20から実施)	調査表の該当項目について、1点から3点の3段階で自己点検を行う	毎年1回	各機関の責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・事務利用機関(34機関) 県庁各課及び地域振興局総務管理課 ・運用機関(2機関) 市町村課、デジタルインフラ整備室
内部監査 (H20から実施)	自己点検結果について内部監査人が実地に検証する	1機関あたり 3年に1回	セキュリティ責任者及びネットワーク管理者の指定する職員	<ul style="list-style-type: none"> ・事務利用機関(34機関)
外部監査 (H21から実施)	自己点検結果について外部監査人が実地に検証する		一定の資格・能力を有する監査人	

監査結果について

【令和4年度監査結果】

区分	実施機関	監査人	監査結果等 (3点満点)
自己点検 (R4.4~R4.9)	事務利用機関、運用機関(36機関)	各機関責任者	2.96点
内部監査 (R4.11~R5.1)	私学振興課、障がい者支援課、食品・生活衛生課、産業技術課、産業人材育成課、農業政策課、交通指導課、監査委員事務局、多文化・共生パスポート室、佐久地域振興局、北信地域振興局 (11機関)	市町村課 デジタルインフラ整備室	2.98点
外部監査 (R5.2)	こども・家庭課、北アルプス地域振興局(2機関)	外部監査人 ((株)インテック)	2.92点

【監査での指摘事項と対応案】

- 本人確認情報の不適切な利用はなかったものの、次のとおり住基ネットの管理・運用に関する事務手続きに不備あり。
(内部監査)
 - ・管理帳票を作成していなかった。(県庁:1機関)
 - ・操作履歴等の確認は、3か月に1回以上行うこととされているが、適切に実施されていなかった。(県庁:1機関)
 - ・不適切利用が無いことの確認を担当者で行うのみで責任者の決裁を受けていなかった。(県庁:1機関)
- (外部監査)
 - ・緊急連絡網が作成されていなかった。(県庁及び地域振興局:2機関)
 - ・オンライン研修会への参加ができなかった職員について、研修動画・資料での研修実施記録をとっていなかった。(県庁:1機関)
 - ・ユーザID管理簿の更新を行っていなかった。(地域振興局:1機関)

監査での指摘事項については、全事務利用機関に周知するとともに、毎年度当初に実施している担当者研修会においても共有し、住基ネットの適切な運用を図る。

令和5年度住民基本台帳ネットワーク監査の実施について（案）

【基本的な考え方】

1. 全ての事務利用機関を対象に、自己点検を年1回実施する。
2. 全ての事務利用機関を対象に、内部監査又は外部監査を3年間で1回実施する。
3. 新規事務利用機関については、利用開始年度に内部監査を実施する。

【令和5年度以降の監査について】

現行の第5期監査（R2～R4の3年間）が終了し、全事務利用機関の監査が完了するため、第6期監査（R5～R7の3年間）においても、上記基本的な考え方に基づき、全ての事務利用機関を対象に内部監査又は外部監査を3年間で1回実施する。

（令和5年度監査計画）

	監査人	対象機関
内部監査	市町村課、デジタルインフラ整備室職員	消防課、職員課、地域福祉課、国際観光推進室、公営住宅室、諏訪地域振興局、南信州地域振興局（7機関）及び新規事務利用機関*
外部監査	一定の資格・能力を有する者	建築住宅課、木曾地域振興局（2機関）

* 新規事務利用機関は後段の議事で本審議会の了承を得た上で決定

資料 3	長野県本人確認情報保護審議会
	令和5年3月24日

本人確認情報の利用拡大について

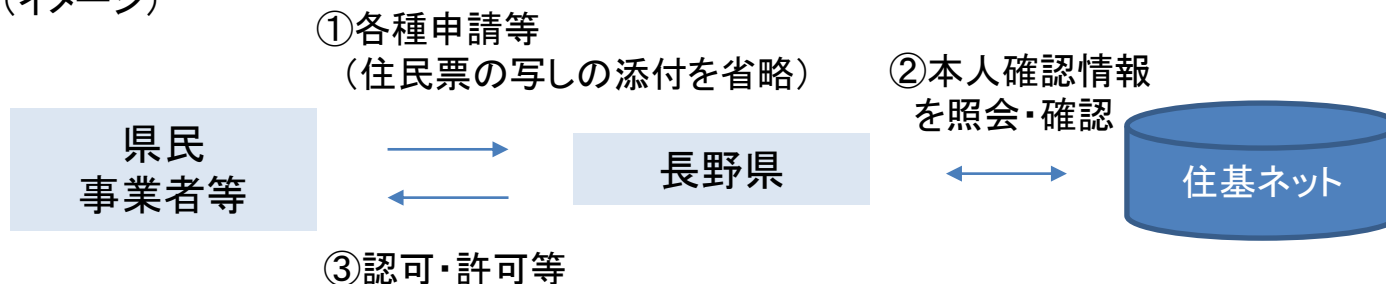
県事務における利用拡大について（案）

- 令和5年度から新たに次の2つの事務において住基ネットの活用を準備中
- 新たな事務利用となることから、事務利用機関に対し、令和5年度に住基ネット利用の内部監査を実施

【住基ネットでの本人確認情報の取得】

	県民文化部県民協働課 (R5.4～:広報・共創推進課(組織改正のため))	企業局水道事業課
事務内容	特定非営利活動法人の設立及び合併の認証に係る申請並びに役員変更に係る届出(※)について、法人役員の住所に住基ネットを用いて確認 ※役員変更に係る届出については、環境が整備され次第利用予定	指定給水装置工事事業者の指定の申請及び指定事項の変更の届出について、個人事業主の氏名及び住所に住基ネットを用いて確認
事務区分	法定事務(特定非営利活動促進法に基づく事務)	法定事務(水道法に基づく事務)
事務の流れ	① 設立の認証に係る申請等(法人→県) ② 申請等の審査 (住基ネットで法人役員の住所を照会・確認) ③ 設立の認証等	① 指定の申請等(指定等を受けようとする者→水道事業者(県)) ② 申請等の審査 (住基ネットで指定等を受けようとする者の氏名及び住所を確認) ③ 指定給水装置工事事業者の指定等
効果	住民票の写しの添付が不要	住民票の写しの添付が不要
想定利用件数	年120件程度(設立申請:20件、1法人あたり6名程度)	年50件程度

(イメージ)



資料 4	長野県本人確認情報保護審議会
	令和5年3月24日

市町村の住民基本台帳ネットワークシステムの セキュリティ対策について

市町村の住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策

- 市町村においても、県のセキュリティ対策と同様に、「自己点検」及び総務省が実施する「外部監査」が行われてきたところだが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、実地での「外部監査」が令和2年度まで未実施
- 感染症対策を踏まえた「外部監査」を実施するため、令和3年度から地方公共団体情報システム機構において、リモートによる「実機調査」「リモート監査」「リモートヒアリング」及び「オンラインセミナー」を実施

【令和4年度のセキュリティ対策の実施状況】

1 自己点検

総務省が定めたチェックリストの項目について1点から3点の3段階で自己点検を実施

対象	平均点	3点未満の主な理由
全市町村	2.99	管理規程類の不備、緊急時対応訓練の未実施

2 感染症対策を踏まえた監査等の実施

区分	監査人	対象	実施時期	内容
実機調査	総務省 及びJ-LIS	全市町村	R4.9	実機(住基ネットの利用端末等)の設定が適切なものになっているかをパッチプログラムにより確認
リモート監査		1市 (須坂市)	R5.3	自己点検結果の内容をウェブ会議システムを活用し網羅的に監査
リモートヒアリング		25市町村 (松本市ほか)	R4.11 ～R5.2	リモート監査の監査項目を重点化し、電話でのヒアリングを実施
オンラインセミナー		全市町村	R5.3	市町村での内部監査の実施方法やセキュリティ対策に関するオンラインセミナーを実施

3 県の関り

各種監査において、点数が低いものや監査人から指摘を受けた事項について、フォローアップを実施

長野県本人確認情報保護審議会の概要

1 所掌事項（法第30条の40、条例第3条第3項）

本人確認情報の保護に関する事項を調査審議する。

- (1) 法律によって審議会の権限に属せられた事項の調査審議
 - … 住民票コードの利用制限違反に対する知事の中止命令に関する事項
- (2) 知事の諮問に応じた調査審議
 - … 本人確認情報の保護に関する事項、本人確認情報を県が利用する場合に制定する条例に関する事項 等
- (3) 知事に対する建議
- (4) 本人確認情報の保護に関して知事が講じた措置等に関する報告の聴取（条例）

2 組 織（条例第5条～第7条、第8条第2項）

- (1) 定 数 7人以内（個人情報保護又は情報通信技術の利用に関し識見を有する者、関係市町村等の職員）
- (2) 任 期 2年
- (3) 会長等 会長1人（委員の互選）、会長代理1人（会長の指名）
- (4) 会の成立 過半数の出席

3 審 議（条例第8条第1項、第3項～第4項）

- (1) 議長は会長が務める。
- (2) 審議事項の議決は出席委員の過半数で決定。
- (3) 審議事項は原則公開。
 - … ただし、本人確認情報の保護を図る上で支障があると認められる場合は、非公開。公開の場合は傍聴を認める。

4 その他（条例第9条関係）

- (1) 委員の守秘義務

住民基本台帳法に基づく本人確認情報の保護に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、県の機関が保有する本人確認情報（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）第30条の6第1項に規定する本人確認情報をいう。以下同じ。）の保護に関する県の責務を明らかにするとともに、法の規定に基づく本人確認情報の処理及び利用等に関し必要な事項を定め、もって個人の権利利益の保護に資することを目的とする。

(県の責務)

第2条 県は、本人確認情報の漏えい、滅失及びき損の防止等の本人確認情報の適切な管理に関する施策、本人確認情報の不適正な利用等への対処に関する施策その他本人確認情報の保護に関し必要な施策を実施するものとする。

(知事の講ずべき措置等)

第3条 知事は、本人確認情報の保護に関し、本人確認情報の管理体制に係る事項、本人確認情報への不正アクセス行為の防止に係る事項、本人確認情報の電子計算機処理等に用いる機器に障害が発生した場合、本人確認情報に係る不正行為が確認された場合等緊急時の対応に係る事項その他必要な事項を定めるものとする。

2 知事は、本人確認情報が漏えいし、滅失し、若しくはき損したとき若しくはこれらのおそれがあると認めるとき又は県の機関において本人確認情報が適正に利用され、若しくは提供されていないと認めるときは、地方公共団体情報システム機構及び市町村との連携と協力の下に、関係者からの報告の徴収、調査等本人確認情報の保護に関し必要な措置を講ずるものとする。

3 知事は、前項に規定する措置を講じたときは、長野県本人確認情報保護審議会に報告し、その審議を経て、その内容を公表するものとする。

(長野県本人確認情報保護審議会)

第4条 法第30条の40第1項の規定による本人確認情報の保護に関する審議会として、長野県本人確認情報保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

第5条 審議会は、委員7人以内で組織する。

2 委員は、個人情報保護又は情報通信技術の利用に関し識見を有する者及び関係市町村等の職員のうちから知事が委嘱する。

第6条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第7条 審議会に会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名した委員が、その職務を代理する。

第8条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、本人確認情報の保護を図る上で支障があると認められる場合を除き、公開とする。

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

第10条 第4条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、知事が定める。

(自己の本人確認情報の開示等)

第11条 法第30条の32第1項の規定により自己に係る本人確認情報の開示を請求する者は、自己が当該請求に係る本人確認情報の本人であることを明らかにするために必要な書類で知事が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

2 法第30条の32第2項の規定による開示は、同条第1項の開示の請求を受理した日から起算して10日以内に行うものとする。

3 知事は、事務処理上の困難その他正当な理由により前項に規定する期間内に開示をすることができないときは、同項に規定する期間内に、同項の開示の請求をした者に対し、同項の期間内に開示をすることができない理由及び開示の期限を書面により通知するものとする。

4 法第30条の32第2項の規定により書面による本人確認情報の開示を受ける者は、実費の範囲内において知事が定める費用を負担するものとする。

5 前各項に定めるもののほか、法第30条の32の規定による本人確認情報の開示及び法第30条の35の規定による本人確認情報の訂正に関し必要な事項は、知事が定める。

(補則)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

(罰則)

第13条 第9条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成14年8月5日から施行する。

(特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員等の給与に関する条例(昭和27年長野県条例第10号)の一部を次のように改正する。(次のよう略)

附 則

この条例は、平成27年10月5日から施行する。